

平成31年度京都大学公共政策大学院

入学試験問題（一般選抜）

科目名：民法

この表紙の次には、「民法」の試験問題が1ページ、2問ある。

2問とも解答すること。

1問につき、答案用紙1冊を用いて解答すること。

答案用紙ごとに、所定の欄に科目名、問題番号を記入すること。

科目名 民 法

以下の問題1・問題2に解答しなさい。現行民法または平成29年改正後民法のいずれによって解答してもよいが、どちらによるかを答案の冒頭に明記すること。

問題1

次の設例につき、下記の(1)(2)に解答しなさい。(1)(2)は、それぞれ独立した問いである。

2018年3月1日、Aは、自己が所有する甲土地につき、Bとの間で売買契約を締結した。同日、Bは代金の一部の支払と引換えに甲土地の引渡しを受け、また、AからBに対する所有権移転登記もされた。残代金については、同年7月1日に支払うものとされていた。

同年7月1日以降、Aが、Bに対し、繰り返し、残代金の支払を求めたが、Bは支払に応じなかった。

(1) 2018年8月2日、Bは、甲土地をCに転売し、同日、引渡しと所有権移転登記がされた。なお、Cは、BがAに対する残代金の支払を遅滞していることを知っていた。

同年8月10日、Aは、Bの代金不払を理由にAB間の売買契約を解除した。

この場合に、Aは、Cに対し、甲土地の返還を請求することができるか。

(2) 2018年7月25日、Aは、Bの代金不払を理由にAB間の売買契約を解除した。

同年9月1日、Bは、甲土地をCに転売し、同日、引渡しと所有権移転登記がされた。なお、AB間の売買契約の解除後も甲土地の登記名義はBが有しており、また、Cは、AB間の売買契約が既に解除されていたことを知らなかった。

この場合に、Aは、Cに対し、甲土地の返還を請求することができるか。

問題2

2017年4月1日、Aは、Bとの間で、B所有の甲土地を代金1000万円で買う旨の契約を締結した。この契約では、代金の支払、甲土地の引渡しおよび所有権移転登記手続については同年7月1日に行うものとされていた。なお、Aは、甲土地に自宅を建てる計画であった。

同年5月1日、甲土地周辺の再開発計画が発表されたため、地価が上昇を始めた。

同年6月20日、Bは、甲土地を、不動産業者Cに対し代金1600万円で売却した。同日、Cは代金全額の支払と引換えに甲土地の引渡しを受け、また、BからCに対する所有権移転登記もされた。

甲土地の時価は、2017年4月1日時点では1000万円であったが、同年6月20日時点では1500万円まで上昇しており、その後も緩やかに上昇を続けた。

この場合に、Aは、Bに対し、甲土地の現在の時価である1700万円の損害賠償を請求することができるか。